

議案第 6 4 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会の項及び三田市まちづくり基本条例協働委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。